

平成28年度各区連協会長名簿

(敬称略)

中央区	石橋 邦彦 (第4地区連協会長)
花見川区	原田 雅男 (第22地区連協会長)
稲毛区	種池 賀子 (第41地区連協会長)
若葉区	小川 善之 (第1地区連協会長)
緑区	大槻 勝三 (第12地区連協会長)
美浜区	遠山 孝行 (第47地区連協会長)

千葉県市内自治会連絡協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は千葉県市内自治会連絡協議会（市連協）と称する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は、千葉県役所内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第 3 条 本会は、各地区町内自治会連絡協議会と市との情報の共有化と意見調整を主目的とし、併せて各地区町内自治会連絡協議会相互の連絡協調と親睦を目的とする。また、常に市民共通の声を当局に具申し、市行政に協力するとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組 織

(組 織)

第 4 条 本会は、各地区町内自治会連絡協議会長をもって組織する。

(事 業)

第 5 条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地区町内自治会連絡協議会相互の連絡協調に関すること。
- (2) 町内自治会に共通する問題についての協議、情報の共有化、意見調整に関すること。
- (3) 関係当局その他団体との連絡および協力に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(会 長)

第 6 条 会長は、区町内自治会連絡協議会長の中から選出し、市連協会議にはかり、承認を受けることとする。なお、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(専門部会)

第 7 条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に関し必要な事項は会長が別に定める。

第3章 会 議

(市連協会議)

第 8 条 市連協会議は定期的を開催することとし、必要に応じて各区町内自治会連絡協議会長のみの会議を持つことができる。

第4章 補 則

第 9 条 本会則の改正は市連協会議の議決によるものとする。

第 10 条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が市連協会議にはかって定める。

附 則

- 1 この会則は、平成4年6月30日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成7年6月8日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成27年4月1日から施行する。